

第 3 章 プランの概要

I プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法第14条」の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」（第3次）・県の「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、平成19年（2007年）に策定した「海津市男女共同参画プラン」の実績を継承し策定しています。

また、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針を明らかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。市の最上位計画である「海津市総合開発計画」とは、その整合性を図りながら、事務事業における具体的施策を示しています。

策定にあたっては、平成22年度（2010年）に行ったまちづくりに関する市民意識調査及び事業所アンケート調査の結果やパブリックコメントを実施して、ご意見やご要望をいただき、海津市男女共同参画プロジェクト委員会及び海津市男女共同参画行政推進幹事会、海津市男女共同参画行政推進委員会、男女共同参画推進審議会において検討しました。



（海津市男女共同参画プロジェクト委員会でのワークショップ、グループ別課題発表の様子）

II プランの期間

このプランの期間は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とします。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

Ⅲ プランの基本的な考え方

(1) プランの基本理念

ひと ひと 女と男がともに輝くまちづくり

海津市がめざすべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。

そこで、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女と男」を「“ひと”と“ひと”」と読み、本プランの基本理念を「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」としました。

(2) プランの基本目標

プランの基本目標として、以下の5つを設定します。

I 男女がともに参画できる社会への意識づくり

II 男女がともに働きやすい環境づくり

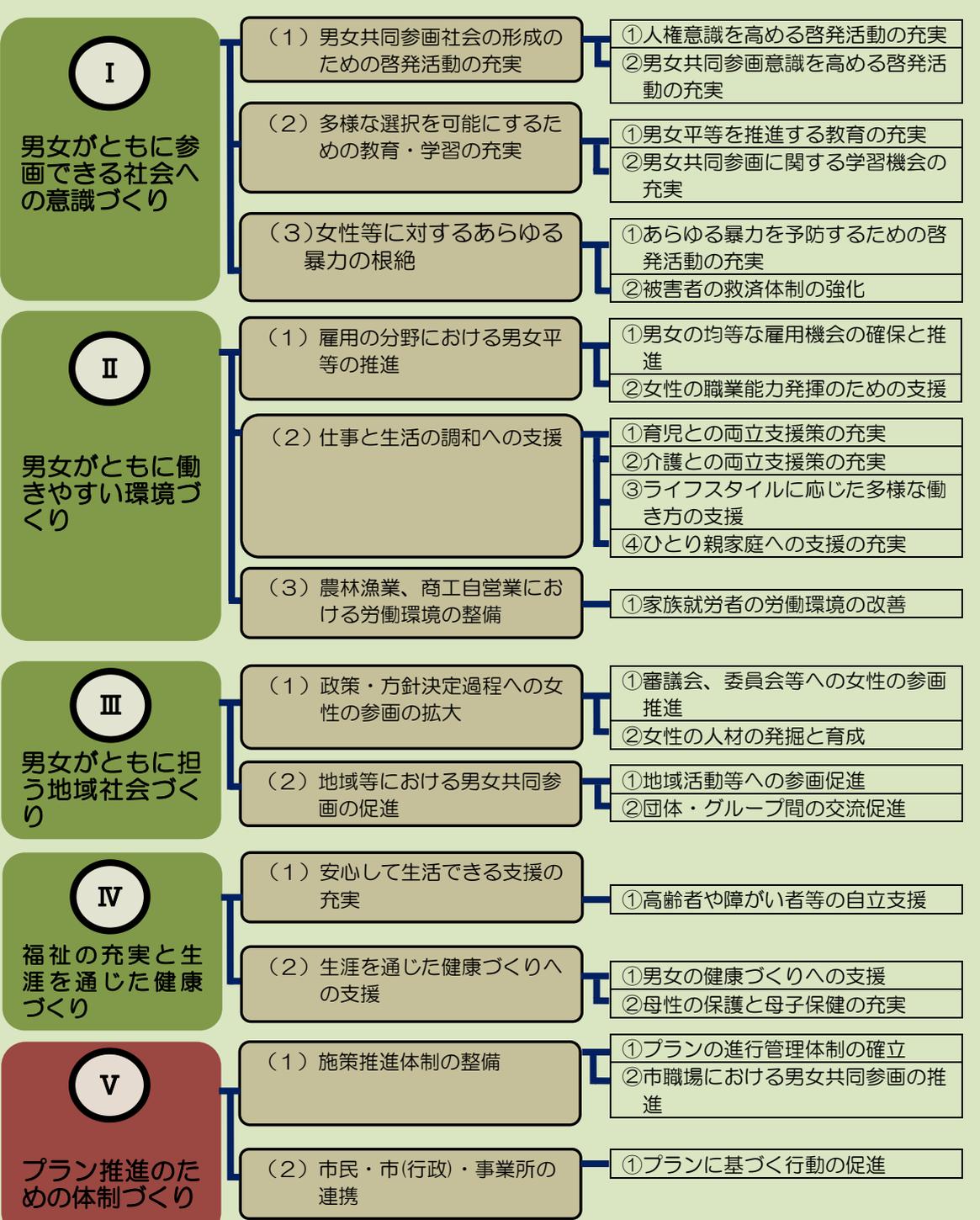
III 男女がともに担う地域社会づくり

IV 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

V プラン推進のための体制づくり

IV プランの体系(大綱)

基本目標	方針	施策の方向
------	----	-------



※ I～IVは、分野別基本目標であり、Vは、4つの分野別基本目標を実現するために共通する進め方を示しています。